

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		高額介護合算療養費の支給
根拠法令及び条項		国民健康保険法第57条の3
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第57条の3 市町村及び組合は、一部負担金等の額（前条第1項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成31年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	3か月
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)